

## 令和6年度（随時受付）入札参加資格要件について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、令和6年度（随時受付）において、西興部村が発注する建設工事、設計等、物品購入、役務の提供等の契約に係る一般競争入札等（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり定める。

### 1 共通の資格要件

次のいずれかに該当する者は、競争入札の参加資格に係る申請をすることができない。

- (1) 政令第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (2) 国税及び都道府県税を滞納している者（納期限が到来しているものに限る。）
- (3) 西興部村に納税義務がある場合で、村税を滞納している者（納期限が到来しているものに限る。）
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者

### 2 審査基準日

令和4年12月1日（令和5・6年度の入札参加資格）

### 3 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

#### (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）に定める工事29種類）

次のアからエまでのいずれにも該当すること。

- ア 審査基準日において、建設業法による許可を受けてから、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日の直前2年度（24月に満たない場合は3年度）の決算において完成工事高を有していること。
- ウ 建設業法第27条の23第1項の規定に基づき、それぞれの資格に対応する建設業の許可について、経営事項審査を受け、総合評定値通知を有していること。
- エ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全てにおいて、加入又は適用除外であること。

#### (2) 設計等

次のアからイまでのいずれにも該当すること。

- ア 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。
- ウ 建築設計について、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
- エ 土木施設物の設計又は地質調査について、技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士（業務に該当する部門）の登録を受けたもの又はこれと同等の能力と経験を有する技術者の資格保有者がいるものであること。

オ 測量について、測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けていること。

(3) その他の役務・業務

次のアからイまでのいずれにも該当すること。

ア 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。

ウ 業務を行うに当たって、法令等に基づく許可登録が必要な業種については、当該許可登録を受けていること。

(4) 物品購入等

次に該当すること。

ア 審査基準日において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。

4 資格の有効期間（随時受付）

資格の有効期間は、受理日から令和7年3月31日までの期間とする。

5 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。

(2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、競争入札への参加を排除されたとき。

(3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合において当該許可、免許、登録等の取消しがあったとき。

(4) 1の(4)に該当することが明らかになったとき。

6 資格審査の申請時期及び申請方法（随時受付）

(1) 受付期間

ア インターネット申請（建設工事及び設計等は原則、インターネット申請のみとします。）は、令和6年3月18日以降から毎月15日（土日祝祭日を除く）を締めとする令和6年12月13日までで、翌月の1日が名簿登録記載日（資格有効期限初日）とする。

随時申請の受付期間	
第1回	令和6年3月18日（月） ～ 令和6年4月12日（金） まで
第2回	令和6年4月15日（月） ～ 令和6年5月14日（火） まで
第3回	令和6年5月15日（水） ～ 令和6年6月14日（金） まで
第4回	令和6年6月17日（月） ～ 令和6年7月12日（金） まで
第5回	令和6年7月16日（火） ～ 令和6年8月14日（水） まで
第6回	令和6年8月15日（木） ～ 令和6年9月13日（金） まで
第7回	令和6年9月17日（火） ～ 令和6年10月11日（金） まで
第8回	令和6年10月15日（火） ～ 令和6年11月14日（木） まで
第9回	令和6年11月15日（金） ～ 令和6年12月13日（金） まで

イ 郵送による申請（物品及び役務）

令和6年2月14日（水）から令和6年12月13日（金）までとし、申請書類は郵送（原則）のみとし、最終日の消印を有効とします。

なお、村内業者は持参可。（土日祝祭日を除く）

ウ 共同企業体、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」という。）に係る申請時期は、上記のほか当該共同企業体が結成されたとき又は協同組合若しくは協業組合が設立されたときとする。

(2) 申請方法

ア 建設工事、設計等については、共同審査システムによるインターネット申請とする。

利用申請受付先及び送信先：北海道市町村入札参加資格共同審査システム

(<https://www.hoctec.info>)

イ インターネット申請に項目がない役務や業務、物品等を申請する場合等においては、郵送（原則）による書面申請を受け付けるものとし、別に指定する申請書類等を、次に示す提出先に提出することにより行うものとする。

契約の種類	申請書提出先	電話番号
役務・業務等 物品購入等 ※（建設工事及び設計等でやむを得ず書面申請するもの）	〒098-1501 紋別郡西興部村字西興部100番地 西興部村 産業建設課 土木係	0158-87-2111

7 名称変更等に伴う資格審査の申請

(1) 競争入札参加資格者は、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、再度資格審査の申請をするものとする。競争入札参加資格者の営業を承継した者もまた同様とする。

①名称を変更した場合

②法人たる競争入札参加資格者がその組織を変更した場合

③共同企業体、協同組合及び協業組合たる競争入札参加資格者がその構成員（協同組合又は協業組合の場合は、競争入札参加資格者たる組合員に限る。）を変更した場合

(2) (1) の申請は、別に指定する申請書類等を提出することにより行うものとする。